

(様式1)

## 令和4年度 防災計画 (抄)

(2-③)

名古屋市立桜丘中学校長  
渡辺 範人

### I 目的

非常災害の発生に備え、校舎及び施設等の保安を心掛け、生徒には日常的に安全確保の心構えをもたせ、訓練を通して、冷静、敏速に安全な場所に避難し、適切に行動できるようにさせる。

### II 災害安全に関する指導 年間計画 (訓練も含む)

実施予定日	指導・訓練の主な内容	訓練
4月21日	地震・火災・洪水・津波発生時等緊急時の対応の指導 (学級活動)	
5月13日	地震への対応と緊急地震速報を受信の後、火災発生を想定した避難訓練 (避難経路、避難場所の確認) 「なごやっ子防災ノート」と「本校防災カード」の内容更新 「なごやっ子防災ノート」を活用した地震・暴風雨等に関する指導	○
9月1日	防災訓練 (警戒宣言発令時の帰宅方法・経路の確認) 保護者への引き渡し訓練	○
11月18日	大規模地震の発生に備えた指導、冬季火災予防 (学級活動) 「なごやっ子防災ノート」を活用した地震に関する指導	

#### ◆ 「なごやっ子防災ノート」の活用について

各学期最初の学級活動では、担任教諭が「防災ノート」を活用して、地震・風水害の対応について指導する。

### III 生命の安全確保に対する指導について

非常災害への心構えを常にもたせ、洪水発生時等における安全確保及び避難経路についてプリントにより指導する。また、学級掲示し、避難方法の習慣化を図る。なお、校内諸施設の安全について、職員週番活動や定期点検を通して確保する。

#### IV 地震等における安全指導について

##### 1 地震発生を想定した指導

###### (1) 地震発生を想定した指導

###### ① 在校中

落ち着いて、頭部を机の下に隠し低い姿勢をとらせ、落下物、窓ガラス等の破損に注意させ、揺れの収まるのを待たせる。必要に応じて、安全を確かめながら、避難場所に移動させる。

###### ② 登下校中

ブロック塀、電線、街灯、壁、軒下から離れて、地震がおさまるのを待たせる。ガソリンスタンドなど、危険箇所から離れさせる。垂れ下がった電線に触れないよう気をつけさせる。

登校途中の場合は登校し、在校中に準じた対応をとる。なお、地震による被害が大きく、そのまま登校することが危険と判断される場合は、一番近い小学校か避難所に避難させる。

下校途中の場合は下校し、自宅待機とする。なお、地震による被害が大きく、そのまま下校することが危険と判断される場合は、一番近い小学校か避難所に避難させる。

###### (2) 地震による火災発生を想定した指導

###### ◆ 避難場所

ア 第1避難場所 本校運動場

イ 第2避難場所 旭丘小学校

ウ その他 広域避難場所

まず火元を確認し、安全確保を第一に、火元から遠ざかるように避難経路に従い、迅速に避難場所に移動させ、人員確認を速やかに行わせる。

大曽根駅・商店街周辺を中心に火災が広がり、北側から延焼が予想される場合、第2避難場所・広域避難場所に避難する。

###### (3) 津波発生・津波警報発表を想定した指導

###### ① 津波についての指導

「防災ノート」を活用し、地震が起こったら、地震の大きさにかかわらず、津波に注意するよう指導する。

###### ② 在校中

###### ◆ 避難場所

ア 第1避難場所 本校運動場 (浸水深度0m 液状化の恐れなし)

イ 第2避難場所 旭丘小学校 (浸水深度0m 液状化の恐れなし)

ウ その他 広域避難場所

解除の情報が出されるまで学校に待機をさせる。解除情報が出された後、通学路の安全を確認した後、下校させる。

校外学習等で港湾・河川付近での活動中における津波の襲来を想定した指導を行う。

- ・ 直ちに教育活動を停止し、高い場所へと避難させ、人員確認を行う。
- ・ 避難場所で人員確認後、学校と連絡を取り現状を報告する。

③ 登下校中

津波警報や注意報が解除されるまで、安全な高い所で様子を見る。

(4) 緊急地震速報を受信したことを想定した指導

直ちに、緊急放送を行い、落ち着いて、頭部を机の下に隠し低い姿勢をとらせ、落下物、窓ガラス等の破損に注意させ、揺れの収まるのを待たせる。必要に応じて、安全を確かめながら、避難場所に移動させる。

1 (1) ①「地震等発生を想定した指導」に準じた指導を行う。

(5) 大規模地震（震度5強以上）が発生した場合の指導

まず、「地震発生を想定した指導」に準じて行動する。次に、生徒の確認、けがの処置を第一優先する。

さらに、学校の周りや地域の被害のようすを十分に把握した後、しかるべき場所に避難する。避難の後、一人一人の保護者に引き渡すことを基本とする。

震度5強以上の地震発生時	生徒	教職員
(1) 在校中に発生した時	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業をはじめとする教育活動を打ち切る。</li> <li>あらかじめ保護者との間で取り決めた方法で引き渡す。</li> <li>翌日以降、学校から連絡のあるまでの間、臨時休業日とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変化する情報に絶えず留意するとともに、速やかに対処する。</li> <li>自校の状況を市教育委員会（学校整備課・指導室等）に報告する。</li> </ul>
(2) 登下校の途中に発生した時	<ul style="list-style-type: none"> <li>登校中の場合は、原則として、そのまま登校させ、上記(1)に準じた措置をとる。</li> <li>下校中の場合は、原則として、そのまま下校させ、下記(3)に準じた措置をとる。</li> </ul>	
(3) 在宅時に発生した時	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校から連絡があるまでの間、臨時休業日とする。</li> </ul>	
(4) 野外教育センター利用の時	<ul style="list-style-type: none"> <li>出発前に発生した場合は、学校は出発をやめて、上記(1)の措置をとる。</li> <li>出発後に発生した場合は、できるだけ確かな情報を集め、適切な措置を講ずる。</li> <li>利用中に発生した場合は、そのままセンター内にとどまり、所長の指示に従う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引率責任者は、自校のとした措置を学校及び関係機関へ連絡する。学校は、内容によっては保護者にも連絡する。</li> </ul>
(5) 修学旅行・その他の校外学習の時	<ul style="list-style-type: none"> <li>出発前、解散後に発生した場合は、状況に応じて、上記(1)～(3)の措置を講ずる。</li> <li>出発後に発生した場合は、直ちに情報を集めて対処する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引率責任者は、自校のとした措置を学校及び関係機関へ連絡する。学校は、内容によっては保護者にも連絡する。市教育委員会に報告する。</li> </ul>

## 2 「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたことを想定した指導

### (1) 在校中

生徒等に情報を伝え、状況によっては安全に避難させ、掌握する。

ア 情報が発表されたことを、すみやかに生徒等に伝える。その際、情報を適切に伝え、不必要な不安をもたないようにする。

イ 情報が発表されたことを、保護者に伝える。

ウ 既に南海トラフの一部で地震が発生し、すぐに被害の発生が想定される等、状況によっては、生徒等を安全な場所に避難させ、保護者に状況を伝える。

エ 状況によっては、生徒等を保護者に引き渡す等により、帰宅させる。

### (2) 登下校中

あらかじめ、次のことについて指導しておく。

ア 登校中の場合は、原則として、そのまま登校する。登校したら、在校中の指導に準ずる。

イ 下校中の場合は、原則として、そのまま下校する。下校後は、在宅時の指導に準ずる。

### (3) 在宅時

あらかじめ、次のことについて指導しておく。

ア 情報が発表されたことを知った場合は、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取り決め等、日ごろからの地震への備えの再確認をする。

イ 特に学校から連絡がない限り、授業が行われるので、通常通り、登校する。

(4) 野外教育・修学旅行・その他の校外学習については、予定通り実施する。すぐに被害の発生が想定される等、状況によっては、予定を変更する。

## 3 非常災害が発生した場合の対応についての保護者への周知方法

### (1) あらかじめ保護者へ周知しておく方法

保護者会や保護者向けの文書（学校だより・学年だより等）、「あんしんメール」により、下校方法等の対応について周知する。

### (2) 発生した時に周知する方法

(1)と同様、保護者向けの文書や「あんしんメール」により、下校方法等の対応について周知する。通信機関が途絶した場合は、各分団担当職員が地域委員長に配布物、掲示物を届け、地域での周知をお願いする。

## 4 防災週間（8月30日～9月5日）における防災訓練計画

### (1) 参加人員

生徒	教職員	保護者	合計
293名	21名	93名	407名

(2) 訓練内容

災害時の心構えと、発生時の避難の仕方、注意情報発表による緊急下校訓練を行う。

- ① 地震発生、机の下にもぐる
- ② 火災発生、運動場に避難
- ③ 校長講話
- ④ 保護者への引き渡し訓練

5 施設の整備について

学校建物内及び敷地内の状況を目視で確認するとともに、定期的に安全点検を行い、必要に応じ補修改善等を行う。通学路も同様に定期的に安全確認を行う。点検や応急復旧のため、安全対策用工具や作業用工具等を用意しておく。

6 その他

(1) 防災ヘルメット・防災ずきん等の常備の有無

防災ヘルメット・防災ずきん等の常備：なし

(2) 地域の情報収集・情報伝達

- 東消防署・東土木事務所・東警察署等と連絡する。
- テレビ、ラジオ、インターネット等を使用し、情報を収集する。
- 学区連絡協議会長、PTA役員等と連絡を取り、下校時の道路状況、信号機、歩道橋、冠場所等についての情報を得る。

(3) 関係機関への連絡

- 東消防署
- 東土木事務所
- 東警察署
- 旭丘小学校・明倫小学校
- 学区連絡協議会
- PTA役員

(4) 通学路の危険箇所

内 容	記 号	危 険 箇 所
倒壊のおそれのある箇所	◎	0箇所
落下のおそれのある箇所	◎	0箇所

(様式3)

( 2 - ③ ) 名古屋市立桜丘中学校

## V 暴風・大雨等における安全指導について

### 1 暴風警報が発表されたことを想定した指導

#### (1) 登校前

- ア 午前6時までに警報が解除されたときは、平常通り登校する。
- イ 午前6時から11時まで間に警報が解除されたときは、午後の授業を行うので登校する。
- ウ 午前11時が過ぎても警報解除にならないときは、その日の授業は行わず、登校しない。
- エ 登校途中で警報が出たことを知ったときは、すぐ帰宅する。
- オ 土曜・日曜・祝日・休業中に警報がでたときは、登校してはいけない。

#### (2) 登下校中

登下校時は、身の危険を感じる場合は、自分の判断で適切な処置ができるようにする。

#### (3) 在校時

- ア 通学路の安全確認の上、速やかに下校させる。ただし、気象状況等によっては学校に待機させる場合がある。
- イ 避難の指令が出た場合は、避難場所に職員が誘導する。

#### (4) 下校後

下校にあたっては、通学路の安全確認の上、速やかに下校させる。

### 2 大雨警報、洪水警報が発表されたことを想定した指導

#### (1) 登校前

特別に学校から指示がなければ通常通り登校する。

#### (2) 登下校中

登下校時に、身の危険を感じる場合は、自分の判断で適切な処置をする。

#### (3) 在校時

- ・ 大雨警報が発表された場合、生徒を待機させる。授業は通常通り実施し、保健体育等、必要に応じて授業内容を変更する。
  - ・ 浸水の危険が迫っている時など、上階に避難させる。
  - ・ 非常連絡網や「あんしんメール」等で保護者連絡し、順次、保護者引き取りで下校させる。引き取り下校開始前に、中学校ブロックの職員及びPTA役員で通学路の安全を確認する。
  - ・ 保護者が留守等、引き取りできない場合は、学校に待機させる。
  - ・ 学校待機中に浸水の危険が迫っている時など、引き取りで来校した保護者も含めて、上階に避難させる。
- ※ 在校中に警報が解除された場合、通常授業実施後、中学校ブロックの職員及びPTA役員で通学路の安全を確認した上で、下校させる。安全確認で浸水等危険箇所が発見され下校が困難な場合、該当生徒の保護者に連絡して引き取りで下校させる。

#### (4) 下校後

- ・ 下校後、気象状況に注意させ、家庭内で待機させる。

3 在校中に警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」、警戒レベル4「避難指示（緊急）」「避難勧告」、警戒レベル5「災害発生情報」が発令されたことを想定した指導

- ・ 警戒レベル3が発表されたことを、すみやかに生徒に伝える。その際、情報を適切に伝え、不必要な不安をもたないようにさせる。また、警戒レベル3が発表されたことや、生徒の状況等を保護者に伝える。
- ・ 警戒レベル4または5が発表されたら、すみやかに授業を打ち切り、体育館に待機させる。また、保護者に避難していることを連絡する。解除された場合、安全確認後下校させる。

4 在校中に特別警報が発表されたことを想定した指導

- ・ すみやかに授業を打ち切り、体育館に待機させる。また、保護者に避難していることを連絡する。解除された場合、安全確認後、下校させる。

5 警報が発表された場合や警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」、警戒レベル4「避難指示（緊急）」「避難勧告」警戒レベル5「災害発生情報」が発令された場合の対応についての保護者への周知方法

(1) あらかじめ保護者へ周知しておく方法

保護者会や保護者向けの文書（学校だより・学年だより等）、「あんしんメール」により、下校方法等の対応について周知する。

(2) 発表・発令された時に周知する方法

(1)と同様、保護者向けの文書や「あんしんメール」により、下校方法等の対応について周知する。通信機関が途絶した場合は、各分団担当職員が地域委員長に配布物、掲示物を届け、地域での周知をお願いする。

6 その他

(1) 地域の情報収集

- 東消防署・東土木事務所・東警察署等と連絡する。
- テレビ、ラジオ、インターネット等を使用し、情報を収集する。
- 学区連絡協議会長、PTA役員等と連絡を取り、下校時の道路状況、信号機、歩道橋、冠水場所等についての情報を得る。

(2) 関係機関への連絡

- 東消防署
- 東土木事務所
- 東警察署
- 旭丘小学校・明倫小学校
- 学区連絡協議会
- PTA役員

(3) 通学路の危険箇所

内 容	記 号	危険箇所
出水危険箇所	⊕	0 箇所
蓋のない危険な側溝	⊕	0 箇所
危険なマンホール	マ	0 箇所
冠水のおそれのある箇所	冠	7 箇所
崖崩れのおそれのある場所	か	0 箇所

(4) 防災体制（自衛水防組織）





